賛助会員規約

第 1 条（目的）

本規約は、特定非営利活動法人江戸崎スポーツクラブ（以下、「当クラブ」という）の活動を支援する賛助会員（以下、「会員」という）の入会、会費、特典、退会等に関する事項を定めるものとする。

第 2 条（賛助会員の資格）

賛助会員とは、本規約を承認し、当クラブの活動を支援する意思を持つ個人または法人とする。

第 3 条（会費）

1. 会費は以下の通りとする。

- 個人会員：年間 3,000 円 （一口）

- 法人会員：年間 10,000 円 （一口）

2. 会費は年度ごとに徴収し、支払済みの会費は理由の如何を問わず返還しない。

第 4 条（賛助会員の特典）

会員は以下の特典を受けることができる。

1. 当クラブの活動報告やニュースレターの配信

2. 当クラブのホームページやパンフレットへの名前・企業（団体）名掲載（※希望する方のみ）

3. 賛助会員様の WEB サイト、SNS、印刷物など広報媒体にて、当クラブの名称、およびロゴの使用を許諾します。

4. その他、当クラブが定める特典

第 5 条（会員の義務）

1. 会員は当クラブの活動を妨げる行為をしてはならない。

2. 会員は会費を期日までに納入するものとする。

第 6 条（退会及び資格の喪失）

1. 会員が退会を希望する場合は、書面またはメールにて申し出ること。

2. 以下の場合、当クラブは会員資格を喪失させることができる。

- 会費を所定の期日までに納入しない場合
- 当クラブの名誉を傷つける行為を行った場合
- その他、当クラブが不適切と判断した場合

第 7 条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて当クラブが改定することができる。改定内容は、会員に通知するものとする。

第 8 条（附則）

本規約は令和７年２月１日より施行する。